特定非営利活動法人
芸術振興市民の会

定　款

特定非営利活動法人 芸術振興市民の会 定款

第１章　総則

(名称)

第１条　この法人の名称は、「特定非営利活動法人 芸術振興市民の会」とします
英語の名称はThe Citizens League for the Arts （略称 ＣＬＡ）とします

(事務所)

第２条　この法人は、主な事務所を次のところに定めます
東京都 豊島区 西池袋 二丁目３０番２０―２０３号
なお、この法人は主な事務所の他にも、必要に応じて事務所を設けることができます

(会の目的)

第３条　この法人は、芸術創造に役立つ社会的な基盤作りを行い、芸術文化を支え育てることを市民の手によって推し進めることを目的とします

(活動の範囲)

第４条　この法人の活動範囲は、次に掲げるものとします
（１）　文化、芸術の振興
（２）　社会教育の推進
（３）　文化、芸術の国際協力
（４）　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

(事業の種類)

第５条　この法人は第３条の目的を達成するために、特定非営利活動として次の事業を行います
（１）　研究会
各分野の芸術家、芸術関係者および支援者を招き、それぞれの分野の問題点や課題について解決方法や支援方法を検討する
（２）　社会提言
研究会活動で検討した、芸術振興に関する課題や支援方法について、関係方面へ提言する
（３）　芸術支援
会員の発意と相互支援の思想に基づいて、実際の芸術活動や文化事業に対し支援を行う
（４）　本条第１号から第３号までの事業を行うために必要な全ての活動
２項　この法人は、次の収益事業を行います
（１）　企画、編集、出版
（２）　調査研究の受託
（３）　研修、訓練
（４）　物品の販売

（5）　人材派遣

3項　前項に掲げる事業は、本条第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は本条第1項に掲げる事業に充てるものとします

第2章　会員

(会員)

第6条　この法人の会員は、特定非営利活動促進法(以下「法」と表記します)上の社員とします

(入会)

第7条　この会へ入る資格と方法は次の通りです

（1）　この会の趣旨に賛同する人ならば、誰にでも入会資格があります

（2）　入会希望者は、理事長に申し込むこととします

（3）　入会の申し込みがあった場合、理事長は理事会の承認を受け入会を認めるものとします。ただし、正当な理由がない限り、承認を拒否しないものとします。承認を拒否した場合は、遅滞なく当該入会希望者に、書面でその拒否の理由を通知するものとします。

2項　会員は、総会で定める入会金と会費を納めます

3項　理事会は、必要に応じ会員規則を定めることができます

(会員資格の喪失)

第8条　会員がその資格を失うのは、次の場合です

（1）　会員が任意に退会届けを理事長に提出したとき

（2）　本人が死亡、あるいは失踪宣告を受けたとき

（3）　会費を滞納し、督促を2回受けて尚7日以内に会費を納入しないとき

（4）　除名されたとき

(除名)

第9条　会員は次の場合に、総会の決議により除名されることがあります

（1）この法人の定款あるいは会員規則に違反したとき

（2）この法人の目的に反する行為をしたとき

2項　前項の規定により会員を除名されようとする場合、その会員には総会の議決の前に弁明の機会が与えられます

(拠出金品の不返還)

第10条　既に納めた入会金、会費その他の拠出金は、原則として返還しません

第3章　役員

第11条　この法人に次の役員を置きます

(理事)　3人以上

(監事)　1人以上

2項　理事のうちの一人が理事長となり、必要に応じて副理事長を置きます

（選任）

第１２条　理事および監事は、総会で選任します。また総会は、理事の中から理事長を選任します

２項　副理事長は、理事の互選で決めることができます

３項　法第２０条各号のいずれかに当てはまる人は、この法人の役員になることはできません

４項　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできません

（職務）

第１３条　理事長は、この法人を代表し、その業務の全般にわたって運営・管理にあたります

２項　副理事長は理事長を補佐し、必要があるときはその職務を代行します

３項　理事は、理事会の構成員となり、この定款の定めおよび理事会の議決に基いてこの法人の業務を執行します

４項　監事は次に掲げる業務を行います

（１）　理事の業務執行状況の監査

（２）　この法人の財産状況の監査

（３）　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して、不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会または所轄庁に報告すること

（４）　前号の報告をするために必要がある場合に、総会を招集すること

（５）理事の業務執行の状況、またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること

（任期）

第１４条　役員の任期は２年で、再任が可能です

２項　欠員補充のために、或いは増員によって役員に就任した場合の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残りの期間とします

３項　役員は、辞任又は任期満了した後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行います

（欠員補充）

第１５条　理事又は監事の数が、その定数の３分の２に充たなくなった場合、すぐにこれを補充します

（解任）

第１６条　役員が次の各号のどれかに当てはまる場合には、総会の議決でこれを解任することが出来ます

（１）心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

（２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

２項　前項の規定により役員を解任しようとする場合、その役員には総会の議決の前に弁明の機会が与えられます

（報酬等）

第１７条　役員総数の３分の１以内の者は報酬を受けることが出来ます

２項　役員は、その職務を執行するために要した費用を会に請求することが出来ます

３項　前項について、どのようなときに請求できるかは、理事会が定めます

第４章　会議

第１８条　この法人の会議は、総会および理事会の２種類とします

２項　総会は通常総会および臨時総会の２種類です

（総会の構成）

第１９条　総会は、会員で構成します

（総会の権能）

第２０条　総会は、以下の事項について議決をします

（１）　定款の変更

（２）　解散、合併および解散した場合の残余財産の処分

（３）　事業計画および収支予算の承認並びにその変更

（４）　事業報告および収支決算の承認

（５）　役員の選任又は解任、職務および報酬

（６）　入会金および会費の額

（７）　借入金、その他新たな義務の負担および権利の放棄

（８）　事務局の組織および運営

（９）　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２１条　通常総会は、毎年１回事業年度が終わって３か月以内に開きます

２項　臨時総会は、次の場合に開きます

（１）　理事会が必要と認めるとき

（２）　会員総数の５分の１以上から会議の目的を示して理事長に請求があったとき

（３）　監事が必要と認めるとき（第１３条第４項第４号）

（総会の招集）

第２２条　総会は、前条２項３号の場合を除き、理事長が招集します

２項　総会は第２１条２項３号による場合、監事が招集します

３項　総会を招集する場合には、会員に対して会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクシミリ、またはその他の方法・手段により、開催の日の少なくとも５日前までに通知します

４項　前条の２項２号による請求があった場合、理事長はその請求を受けてから３０日以内に臨時総会を招集します

（総会の議長）

第２３条　総会の議長は理事長がつとめます。ただし総会に出席した会員の中から選ぶこともできます

（総会の定足数）

第２４条　総会は、会員総数の３分の１以上の出席で開会します

（総会の議決）

第２５条　総会における議決事項は、次の通りです

（１）　あらかじめ通知した事項（第２２条第３項）

（２）　総会出席者の５分の１以上をもって提案された事項

２項　総会の議事は、出席した会員の過半数で決めることとし、可否が同数の場合は議長が決定します

（総会での議決権等）

第２６条　それぞれの会員の議決権は平等とします

２項　やむを得ない理由で総会に出席できない会員は、あらかじめ通知されている事項について書面、ファクシミリをもって議決に加わることが出来ます。また、ほかの会員を代理人にして書面、ファクシミリで議決を委任することも出来ます

３項　前項の規定により議決した会員は、前２条（開会・提案・議決）の規定の適用については出席したものと同様に扱います

４項　総会の議決について、特別に利害関係のある会員は、その議事の議決に加る事が出来ません

（総会の議事録）

第２７条　総会の議事については、議事録を作成します

２項　議事録には、議長および総会で選任された議事録署名人２人が、記名押印、または署名します

（理事会の構成）

第２８条　理事会は、理事で構成します

２項　監事は理事会に出席して意見を述べることができます

（理事会の権能）

第２９条　理事会は、この定款に定める事項の他、次の事項を議決します

（１）　総会で決定すべき事項

（２）　総会で議決した事項を執行するための事項

（３）　その他、総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３０条　理事会は、理事長、又は理事が必要と認めたときに開きます

（理事会の招集）

第３１条　理事会は理事長が日時、場所、目的を示して招集し、理事長が議長となります

（理事会の議決）

第３２条　理事会は、理事の過半数が出席し、議事は出席理事の過半数で決めます

２項　可否が同数の場合は理事長が決めます

（理事会の議決権等）

第３３条　それぞれの理事の議決権は、平等とします

２項　理事会の議決について、特別の利害関係のある理事は、その議決に加わることが出来ません

（理事会の議事録）

第３４条　理事会の議事については、議事録を作成します

２項　議事録には、議長および出席理事の全員が記名押印、又は署名します

第５章　資産

（構成）

第３５条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金および会費

（３）　財産から生ずる収入

（４）　事業に伴う収入

（５）　寄付を受けた資産

（６）　その他の収入

（区分）

第３６条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動にかかる事業に関する資産、収益事業に関する資産の２種とします

（管理）

第３７条　この法人の資産は、資産管理委員会が管理します

２項　資産管理委員会は、理事長と総会で選出された２人の委員で 構成し、任期は２年とします

３項　資産管理委員会の運営について理事会は、資産管理委員会規則を定めることができます

第６章　会計

（会計の原則）

第３８条　この法人の会計は、法２７条の原則にしたがって行います

（会計区分）

第３９条　この法人の会計は、次の通り区分します

（１）　特定非営利活動にかかる事業会計

（２）　収益事業会計

（事業年度）

第４０条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとします。

（事業計画および予算）

第４１条　この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、事業年度毎に理事会が作り、総会の承認を経ることとします

（暫定予算）

第４２条　前条の規定に関わらず、やむを得ない理由によって予算が成立しない場合には、理事会は予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じてその範囲内で収入を得、支出をすることができます

２項　前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出であったものとします

（予備費）

第４３条　予算超過又は予算外の支出に当てるために、予算の中に予備費を設けることが出来ます

２項　予備費を使用する場合は理事会の承認が必要です

（予算の追加および修正）

第４４条　予算成立後であっても、総会の承認を経れば、既定予算の追加又は修正をすることが出来ます

（事業報告および決算）

第４５条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、毎事業年度が終わって２ヶ月以内に理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経ることとします

２項　決算で剰余金が出たときは次の事業年度に繰り越します

（臨機の措置）

第４６条　予算にない借入金、義務負担、権利放棄を行う場合は、総会の議決を経ることにします

第７章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第４７条　定款の変更は、総会に出席した会員の２分の１以上の議決によって行い、法第２５条第３項に決められた軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得ることとします

(解散)

第４８条　この法人は次の場合に解散します

（１）　総会の決議があったとき

（２）　目的とする特定非営利活動が遂げられなくなったとき

（３）　会員がいなくなったとき

（４）　合併したとき

（５）　破産したとき

（６）　所轄庁によって認証が取り消されたとき

２項　前項第１号によって解散するときは、会員総数の４分の３以上の承諾を得るこ

ととします

3項　第１項第２号の理由で解散するときは、所轄庁の認定を得ることとします

（残余財産の処分）

第４９条　この法人が解散するときに残っている資産は、総会に出席した会員の過半数で決定した特定非営利活動法人または社団法人、財団法人などに譲渡します

（清算人の選任）

第５０条　この法人が解散したときは、理事が清算人になります

（合併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の４分の３以上の議決を経ることとし、同時に所轄庁の認証を得ることとします

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、日本経済新聞に掲載します

第９章 事務局

第５３条　この法人は、事務処理のため、事務局を設置することができます

第２項　事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができます

第５４条　事務局長および職員の任免は理事会が行います

第５５条　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定めることができます

第１０章　雑則

（細則）

第５６条　この定款の施行について必要な細則は、理事会が定めます

付則

1　この定款はこの法人の成立の日から施行します

2　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとします

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第１４条１項の規定に拘わらずこの法人の成立の日から翌年の３月３１日までとします

4　この法人の設立当初の事業年度は、第４０条の規定に拘わらずこの法人の成立の日から翌年の３月３１日までとします

5　この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第４１条の規定に拘わらず設立総会の定めるところとします

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は第７条２項の規定に拘わらず次に掲げ

る額とします

（1） 入会金　　５０００円
（2） 年会費　　１００００円

以上、特定非営利活動法人芸術振興市民の会の定款に相違ありません。

平成19年8月31日

理事長　　山 本 修 造

